

## 別 紙

### 子育てのための施設等利用給付費県費負担金交付要綱

#### (通則)

第1条 子育てのための施設等利用給付費県費負担金（以下「負担金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

第2条 この負担金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第67条第2項の規定に基づき、市町が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することおよび子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

#### (交付の対象)

第3条 この負担金は、市町が行う次の区分ごとの子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項に基づく施設等利用費の支給に要する費用を交付の対象とする。

(1) 認定こども園（法第7条第10項第1号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独でまたは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）または市町村（市町村が単独でまたは他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）

(2) 幼稚園（法第7条第10項第2号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独でまたは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）または市町村（市町村が単独でまたは他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）

(3) 特別支援学校（法第7条第10項第3号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独でまたは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）または市町村（市町村が単独でまたは他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）

(4) 認可外保育施設（法第7条第10項第4号に規定するものに限る。以下同じ。）

(5) 預かり保育事業（法第7条第10項第5号に規定するものに限る。以下同じ。）

(6) 一時預かり事業（法第7条第10項第6号に規定するものに限る。以下同じ。）

(7) 病児保育事業（法第7条第10項第7号に規定するものに限る。以下同じ。）

(8) 子育て援助活動支援事業（法第7条第10項第8号に規定するものに限る。以下同じ。）

(交付額の算定方法)

第4条 この負担金の交付額は、国が設置する子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園または特別支援学校に係るものを除く）および国以外の者が設置する子ども・子育て支援施設等に係るものにあつては、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第15条の6で定める額に基づき、第3条の（1）から（8）の区分ごとに算出された合計額の四分の一とする。

(交付の条件)

第5条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業の執行が困難となった場合には速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

（3）この負担金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請手続)

第6条 市町長は、様式第1－2号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この負担金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は、様式第3－2号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書または変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定または決定の変更を行うものとする。なお、当該年度内に第7条に規定する変更交付申請が行われなかった場合は、当該交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなし、変更交付申請があつた場合は、当該変更交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(負担金の概算払)

第9条 知事は必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 市町長は、翌年度の6月末日（第5条の（1）により事業の中止または廃止の承

認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに様式第7-2号による報告書を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、第10条により実績報告の提出があったときは、市町長に対し、確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還および追加交付)

第12条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命じ、負担金に不足があるときは、追加交付を行うこととする。この場合において、返還または追加交付は、交付額に超過額または不足額があると認めた日の属する会計年度の予算において対応するものとする。

(事業実績報告の訂正)

第13条 知事が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合、市町長は、速やかに様式第10-2号による報告書を速やかに知事に提出するものとする。

(その他)

第14条 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく変更交付の申請、第10条の規定に基づく実績報告、第13条の規定に基づく事業実績報告の訂正については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付則

この交付要綱は、令和2年7月30日から施行し、令和2年度の負担金から適用することとし、令和元年度の負担金については、従前の例による。

付則

この交付要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の負担金から適用することとし、令和2年度の負担金については、従前の例による。